IASB® Update
From the International Accounting Standards Board
IFRS

IASB Update
2020 年 4 月

IASB Update は、国際会計基準審議会（審議会）の予備的決定を示している。IFRS®基準、修正及び IFRIC®解釈指針に関する審議会の最終的な決定は、IFRS 財団及び IFRS 解釈指針委員会「デュー・プロセス・ハンドブック」に示されているとおり正式に書面投票が行われる。

審議会は 2020 年 4 月 21 日から 23 日にリモートアクセスで会議を行った。

トピックは、議論した順に、以下のとおりであった。

- **IFRS 第 17 号「保険契約」の修正**
- **資本の特徴を有する金融商品**
- **IFRS 第 10 号、IFRS 第 11 号及び IFRS 第 12 号の適用後レビュー**
- **維持管理及び一貫した適用**
- **経営者による説明**
- **IFRS for SMEs 基準の見直し**
- **開示に関する取組み ― SMEs である子会社**

関連情報

今後の IASB 会議 ：
2020 年 5 月 18－22 日
2020 年 6 月 22－26 日
2020 年 7 月 20－24 日

IASB *Update* ニュースレターのアーカイブ

過去の IASB *Update* は**こちら**

要約のポッドキャスト

過去の IASB ボード会議の要約のオーディオ（ポッドキャスト）は**こちら**

プロジェクト作業計画

プロジェクト作業計画は**こちら**

IFRS 第 17 号「保険契約」の修正（口頭でのアップデート）

審議会は IFRS 第 17 号「保険契約」の導入を支援する活動の状況についてのアップデートを受けた。審議会は何も決定を求められなかった。

資本の特徴を有する金融商品（アジェンダ・ペーパー5）

審議会は 2020 年 4 月 21 日に会合し、企業自身の資本性金融商品で決済される金融商品の分類に関する原則を明確化する方法についての議論を継続した。

***企業自身の資本性金融商品で決済される金融商品：基本原則*（アジェンダ・ペーパー5A）**

審議会は、自己の資本に係るデリバティブが IAS 第 32 号「金融商品：表示」における固定対固定の条件を満たすためには、基礎となる資本性金融商品のそれぞれと交換される機能通貨単位の数が固定であるか又は次のいずれかのみに連動するものでなければならないと暫定的に決定した。

a. 許容される維持調整

b. 許容される時の経過の調整

この提案は、アジェンダ・ペーパーにおいて代替案 B として提示されていた。

14 名の審議会メンバーのうち 13 名がこの決定に賛成した。1 名は欠席した。

審議会は、デリバティブ以外の企業自身の資本性金融商品の固定数を別の種類のデリバティブ以外の企業自身の資本性金融商品の固定数と交換することによって決済できる契約を、資本として分類することも暫定的に決定した。

14 名の審議会メンバーのうち 13 名がこの決定に賛成した。1 名は欠席した。

***企業自身の資本性金融商品で決済される金融商品：調整の原則*（アジェンダ・ペーパー5B）**

審議会は、維持調整により企業が将来の株主の相対的な経済的持分を既存の株主と同等か又はそれを下回るように維持することを要求される場合には、企業は自己の資本に係るデリバティブを資本性金融商品として分類することを要求されると暫定的に決定した。この提案は、アジェンダ・ペーパーにおいて代替案 B として提示されていた。

14 名の審議会メンバーのうち 13 名がこの決定に賛成した。1 名は欠席した。

審議会はまた、時の経過の調整が次の両方に該当する場合には、企業は自己の資本に係るデリバティブを資本性金融商品として分類することを要求されると暫定的に決定した。

a. 事前に決定されており、時の経過にのみ連動する。

b. 現在価値に関して、基礎となる資本性金融商品当たりの機能通貨単位の数を固定している。

14 名の審議会メンバーのうち 10 名がこの決定に賛成した。1 名は欠席した。

今後のステップ

今後のボード会議で、審議会は、2019 年 10 月のボード会議で議論したプロジェクト計画に含まれているその他のトピックについての議論を開始する。

IFRS 第 10 号「連結財務諸表」、IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」及び IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」の適用後レビュー（アジェンダ・ペーパー7）

審議会は 2020 年 4 月 22 日に会合し、適用後レビューの第 1 フェーズからの発見事項及び本プロジェクトの今後のステップについて議論した。

***第 1 フェーズからの発見事項及び次のステップの決定*（アジェンダ・ペーパー7A）**

審議会は、適用後レビューを進めて情報要請を公表することを決定した。

14 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

審議会は、情報要請は次のことに焦点を当てることを決定した。

a. IFRS 第 10 号に関して：

   i. 投資先に対するパワー

   ii. パワーとリターンとの間の関連（代理人関係の識別に焦点）

   iii. 会計処理の要求事項（所有持分の変動に焦点）

   iv. 投資企業の連結除外

b. IFRS 第 11 号に関して：

   i. IFRS 第 11 号の範囲に含まれない協同契約

   ii. 共同支配の取決めを他の事実及び状況に基づいて共同支配事業として分類すること

   iii. 会計処理の要求事項（共同支配事業に焦点）

c. IFRS 第 12 号に関して、企業が提供する情報の質並びに、企業が要求事項を適用することによって開示目的が満たされるかどうか及びどれだけ満たされるのか

審議会は、適用後レビューは IFRS 第 10 号、IFRS 第 11 号及び IFRS 第 12 号の他の IFRS 基準との相互関係を扱わないことも決定した。

14 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

今後のステップ

今後の会議で、審議会は関連するデュー・プロセスの手順について議論する。

維持管理及び一貫した適用（アジェンダ・ペーパー12-12J）

審議会は 2020 年 4 月 22 日に会合し、維持管理及び一貫した適用のトピックについて議論した。

セール・アンド・リースバックにおけるリース負債（アジェンダ・ペーパー12A）

審議会は、売手である借手がセール・アンド・リースバック取引において生じるリース負債に IFRS 第 16 号における事後測定の要求事項をどのように適用するのかを定めるように IFRS 第 16 号を修正するという IFRS 解釈指針委員会からの提案について議論した。

審議会は、次のように定める IFRS 第 16 号の狭い範囲の修正を提案することを暫定的に決定した。

a. IFRS 第 16 号の第 36 項から第 38 項をリース料が変動するセール・アンド・リースバック取引に適用するにあたり、売手である借手は次のことを要求される。

   i. 支払われたリース料（第 36 項(b)に記述）をリース負債の測定に含めたリース料として決定する。当該測定に含めたリース料は、第 37 項に記述した割引率で割り引いた場合に、リース負債の帳簿価額と同額となる金額を生じさせる支払である。

   ii. リース負債を将来の変動リース料の見直しを反映するために再測定しない。

   iii. リースに対して行う支払とリース負債の測定に含めた支払との差額を会計処理するにあたり、第 38 項を適用する。

b. IFRS 第 16 号の第 40 項及び第 45 項をセール・アンド・リースバック取引に係るリースの条件変更及びリース期間の変更に適用するにあたり、売手である借手は、改訂後のリース料をリースにおける改訂後の予想されるリース料として決定することを要求される。

審議会は、追加的な例示を作成することも暫定的に決定した。売手である借手が、取引日とリース期間全体を通じたその後の両方において、リース料が変動するセール・アンド・リースバック取引をどのように会計処理するのかを例示するものである。

14 名の審議会メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

今後のステップ

審議会は、修正案の発効日及び経過措置について、適用されるデュー・プロセスの手順への審議会の準拠とともに、今後の会議で議論する。

交換可能性の欠如（IAS 第 21 号の修正）（アジェンダ・ペーパー12B-12E）

審議会は、２つの通貨の間で交換可能性が欠如している場合に使用する直物為替を企業がどのように決定すべきかを扱う IAS 第 21 号の狭い範囲の修正案について引き続き議論した。

***交換可能性と交換可能性の欠如*（アジェンダ・ペーパー12C）**

審議会は、企業が交換可能性を評価する際に、企業は次のことを要求されると暫定的に決定した。

a. 外貨を通常の管理上の遅延を含んだ時間枠の中で獲得できるのかどうかを考慮する。

b. 考慮するのは外貨を獲得する能力であり、獲得する意図（又は意思決定）ではない。

c. 強制可能な権利及び義務を生じさせる市場又は交換の仕組みのみを考慮する。

d. 外貨獲得の目的は、次のいずれかであると仮定する。

   i. 外貨建取引を機能通貨で報告する場合に、個々の外貨建取引、又は当該取引に関連した資産若しくは負債を決済すること

   ii. 機能通貨以外の表示通貨を使用する場合に、企業の純資産を実現させること（又は、在外営業活動体の経営成績及び財政状態を換算する場合に、在外営業活動体に対する純投資を実現させること）

e. 特定の目的上、一部の外貨しか獲得できない場合、僅少な金額の外貨しか獲得できない状況においては、通貨は交換可能性が欠如していると結論を下す。さらに、企業が（i）機能通貨で外貨建取引を報告しており、かつ、（ii）当該通貨におけるすべての残高及び取引を決済するために必要な金額を下回る外貨しか獲得できない場合には、企業は、関連する外貨建の残高及び取引について、交換可能性を総額ベースで評価する必要がある。

14 名の審議会メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

***通貨の交換可能性が欠如している場合の為替レート*（アジェンダ・ペーパー12D）**

審議会は次のことを暫定的に決定した。

a. 企業は、通貨の交換可能性が欠如している場合には、直物レートを見積ることを要求される。

b. 狭い範囲の修正は、この見積りプロセスの目的を示す。その目的は、下記の条件に該当する直物レートを見積ることを企業に要求するものとなる。

   i. 通貨に交換可能性があったならば企業が報告日時点でアクセスできていた。

   ii. 市場参加者の間での秩序ある取引において生じた。

   iii. その日現在の経済状況を忠実に反映する。

c. 企業は、観察可能なレート（直物レートの定義を満たさないもの）が下記のいずれかの状況において直物レートに近似する場合には、当該レートを使用することが認められる。

   i. その観察可能なレートが、特定の取引又は残高について直物レートの定義を満たすが、企業が交換可能性を評価している取引又は残高についてのものではない場合

   ii. 財務諸表の発行が承認される前に交換可能性が回復された場合に、その観察可能なレートが交換が行える最初のレートである場合

d. 企業は、見積った為替レートを次のいずれかに適用することを要求される。

   i. 取引又は資産若しくは負債の残高の全体（企業が外貨建取引を機能通貨で報告する場合）

   ii. 財務諸表の全体（企業が機能通貨以外の表示通貨を使用する場合）

14 名の審議会メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

***通貨の交換可能性が欠如している場合の開示*（アジェンダ・ペーパー12E）**

審議会は、企業は下記を開示することを要求されると暫定的に決定した。

a. 交換可能性が欠如している通貨の詳細及び交換可能性の欠如を生じさせている制限の記述

b. 交換可能性の欠如の影響を受ける取引の記述

c. 交換可能性が欠如している通貨で表示されている資産及び負債の帳簿価額

d. 使用している直物レート及び当該レートが次のいずれであるのか

   i. 直物レートに近似する観察可能なレート

   ii. 見積られたレート

e. 適用した見積技法の記述並びに当該見積技法で使用されるインプットに関する定性的情報及び定量的情報

f. 通貨の交換可能性の欠如により企業が晒されているリスクの各種類に関する定性的情報、並びに各種のリスクに晒されている資産及び負債の性質及び帳簿価額

さらに、審議会は、在外営業活動体の機能通貨の交換可能性が欠如している場合には、企業は下記を開示することを要求されると暫定的に決定した。

a. その在外営業活動体の名称、その性質（子会社、共同支配事業、共同支配企業、関連会社又は支店のいずれであるか）及び主要な事業場所

b. その在外営業活動体の要約財務情報

c. その在外営業活動体に金融支援を提供することを企業に要求する可能性のある契約上の取決めの性質及び条件（報告企業を損失に晒す可能性のある事象又は状況を含む）。企業は、そのような取決めが生じさせる資産の残高を開示することも要求される。

14 名の審議会メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

今後のステップ

審議会は、修正案の発効日及び経過措置について、適用されるデュー・プロセスの手順への審議会の準拠とともに、今後の会議で議論する。

コモディティ・ローン（アジェンダ・ペーパー12F）

審議会は、コモディティ・ローン及び関連する取引についての考え得る狭い範囲のプロジェクトについて議論した。

審議会は、そうしたプロジェクトを現時点では作業計画に追加しないことを決定した。14 名の審議会メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

審議会は、2020 年アジェンダ協議に関する情報要請で、コモディティ取引に関するプロジェクトを潜在的なプロジェクトのリストに含めることを暫定的に決定した。14 名の審議会メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

単一の取引から生じた資産及び負債に係る繰延税金（IAS 第 12 号の修正）（アジェンダ・ペーパー12G-12I）

審議会は、公開草案「単一の取引から生じた資産及び負債に係る繰延税金」に対するフィードバックの要約について議論した。

審議会は何も決定を求められなかった。

今後のステップ

審議会は当該プロジェクトの方向性を今後の会議で検討する。

IFRIC のアップデート（アジェンダ・ペーパー12J）

審議会は IFRS 解釈指針委員会の 2020 年 3 月会議についてのアップデートを受けた。この会議の詳細は、2020 年 3 月の IFRIC Update で公表された（日本語訳）。

審議会は何も決定を求められなかった。

経営者による説明（アジェンダ・ペーパー15）

審議会は 2020 年 4 月 21 日に会合し、改訂後の IFRS 実務記述書第 1 号「経営者による説明」に含めるべき開示目的及び補強的ガイダンスについて議論した。審議会は、経営者による説明における下記の内容について検討した。

- 事業モデル（アジェンダ・ペーパー15B）
- 戦略（アジェンダ・ペーパー15C）
- 資源及び関係（アジェンダ・ペーパー15D）

開示目的へのイントロダクション（アジェンダ・ペーパー15A）

アジェンダ・ペーパー15A は、開示目的を開発し構成するためのアプローチを紹介した。審議会は何も決定を求められなかった。

事業モデル、戦略、並びに資源及び関係（アジェンダ・ペーパー15B-15D）

審議会は、開示目的において、経営者による説明は、投資者及び債権者が次のことを理解するのに役立つ情報及び分析を提供すべきであると定めることを暫定的に決定した。

a. 企業の事業モデルがどのように価値を創出し、キャッシュ・フローを生み出すのか
b. 企業の将来における価値創出能力及びキャッシュ・フロー生成能力の維持及び開発に関しての経営者の戦略
c. 事業モデル及び戦略が依存する資源及び関係

審議会は、開示目的において、投資者及び債権者は経営者による説明における情報及び分析を下記の評価を行うために利用する旨を明記することを暫定的に決定した。

a. 企業の事業モデルに関して：
    i. 企業の事業モデルは、価値創出及びキャッシュ・フロー生成においてどのくらい効果的であるのか
    ii. どのくらいスケーラブル（規模の変更が可能）か
    iii. どのくらい柔軟性、順応性及び永続性があるか
b. 経営者の戦略に関して：
    i. 企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力に対しての戦略の潜在的影響
    ii. 企業の戦略実行能力
c. 資源及び関係に関して：
    i. 企業は資源及び関係にどのくらい依存しているか
    ii. それらの資源が企業にとって利用可能であり続ける可能性が高いかどうか及び企業の関係が継続し強化される可能性が高いかどうか

審議会は、開示目的において、経営者による説明に含まれる情報及び分析は次のようにする旨を定めることを暫定的に決定した。

a. 企業の事業モデルの主要な特徴に焦点を当て、次のことを扱う。
    i. 企業の営業の範囲、性質及び規模
    ii. 企業の価値創出及びキャッシュ・フロー生成のサイクル
    iii. 企業の営業の間接的なより幅広い影響（企業のキャッシュ・フロー生成能力に影響を与える可能性がある場合）
b. 企業の戦略の主要な要素に焦点を当て、次のことを扱う。
    i. 何が戦略を推進するのか
    ii. 経営者は長期的に何を達成することを目的としているのか
    iii. 経営者はそれらの目的をどのように達成しようと計画しているのか

iv. 経営者は成功度をどのようにモニターし測定するのか

c. 企業の主要な資源及び関係に焦点を当て、次のことを扱う。

i. それらの資源及び関係の性質

ii. それらの資源及び関係にどのようにアクセスしているのか

iii. それらをどのように利用しているのか

iv. 企業の資源の利用可能性及び関係の強さに何が影響を与える可能性があるのか

v. それらの資源及び関係はどのように管理されているのか

審議会は、次のことを定めることも暫定的に決定した。

a. 企業の事業モデルの主要な特徴とは、企業の価値創出能力及びキャッシュ・フロー生成能力の基礎となる特徴である。

b. 経営者の戦略の主要な要素とは、企業の将来における価値創出能力及びキャッシュ・フロー生成能力に重大な影響を与える要素である。

c. 企業の主要な資源及び関係とは、企業の価値創出能力及びキャッシュ・フロー生成能力が依存している資源及び関係である。

出席した審議会メンバー全員がこれらの決定のすべてに賛成した。14 名の審議会メンバー全員が事業モデルの議論に出席した。戦略並びに資源及び関係の議論については、13 名の審議会メンバーが出席し、1 名が欠席した。

審議会は、事業モデル、戦略並びに資源及び関係についての考え得る補強的なガイダンスについても議論した。審議会は何も決定を求められなかった。

今後のステップ

審議会の次の議論は、リスク及び外部環境を扱う予定である。

IFRS for SMEs 基準の見直し（アジェンダ・ペーパー30）

審議会は 2020 年 4 月 23 日に会合し、「IFRS for SMEs 基準の包括的レビューに関する情報要請」についてのアウトリーチの一環として、コメントレターを提出する能力又は資源のない利害関係者に代替的な方法を提供するためにアンケート調査を公表するというアップデートを受けた。

審議会は何も決定を求められなかった。

開示に関する取組み — SMEs である子会社（アジェンダ・ペーパー31）

審議会は 2020 年 4 月 23 日に会合し、次のことについて議論した。

- 2020 年の残り期間についてのプロジェクト計画 — アジェンダ・ペーパー31A
- SMEs である子会社について開発中の IFRS 基準は、IFRS 基準の表示の要求事項又は IFRS for SMEs 基準の表示の要求事項のいずれを適用することを子会社に要求すべきか — アジェンダ・ペーパー31B

2020 年の残り期間についてのプロジェクト計画（アジェンダ・ペーパー31A）

本プロジェクトの目的は、SMEs である子会社が任意に適用する削減された開示の IFRS 基準を開発することである。審議会は、本プロジェクトについての計画案に暫定的に同意した。

表示の要求事項（アジェンダ・ペーパー31B）

審議会は、IFRS 基準の表示の要求事項を本プロジェクトにおいて開発中の IFRS 基準を適用することを選択する SMEs である子会社が適用することに暫定的に同意した。出席した 14 名の審議会メンバーのうち 13 名がこの決定に賛成した。

今後のステップ

審議会は、2020 年第 3 四半期に議論を継続する。

Note that the information published in this newsletter originates from various sources and is accurate to the best of our knowledge. However, the Board, the IFRS Foundation, the authors and the publishers do not accept responsibility for any loss caused by acting in reliance on the material in this publication, whether such loss is caused by negligence or otherwise.

本ニュースレターで公表される情報は、さまざまな情報源から作成しており、我々の知識の限りにおいて正確なものである。当審議会、IFRS 財団、執筆者及び発行者は、本出版物の内容を信頼して行為を行うことにより生じる損失については、当該損失が過失により生じたものであれ他の原因により生じたものであれ責任を負わない。

Copyright © IFRS Foundation
コピーライト © IFRS 財団
ISSN 1474-2675